

ハローワークについて

(柳澤臨時議員提出資料)

平成19年5月9日

ハローワーク市場化テスト案(ハローワーク内における民間職業紹介窓口の設置)

I 実施内容

【対象範囲】

○ハローワークの本庁舎内の職業紹介部門について、民間委託部門を併設する。

- ◆求職者は設置された官民の窓口を自由に選択。
- ◆雇用保険受給者も対象とするが、失業認定を厳正に行うための職業紹介は官が行う。
- ◆福祉機関等と連携した「チーム支援」の対象者(※)も官が行う。

※[障害者、生活保護・児童扶養手当受給者、刑務所出所者]の一部

【業務内容】

- 職業紹介、職業相談
- その他、就職支援のための措置

【実施施設】 東京(23区内) 2所

※官の職業紹介窓口の職員数を削減

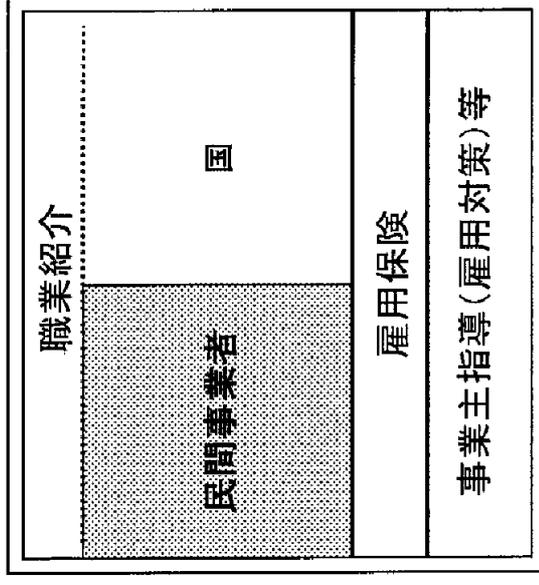
II ネットワーク

○民間事業者に対し、ハローワークインターネットサービス上で提供されている最新の全国情報をCD-ROMで提供する。事業所名等が非公開の求人情報も、ハローワークにより事業主の了解を確認した上で、民間事業者に提供する。

○求人自己検索端末(ブロック内の情報を提供)は官民いずれの窓口の求職者も自由に利用できる。

○企業指導情報は非提供。

【ハローワーク本庁舎】



Ⅲ 求職者選別・求人求職情報管理の問題

○民間事業者が求職者の選別(より就職が困難な者を官の窓口に戻す、後回しにする、優良求職者を自らの取引先等に誘導するなど)を行わないための仕組みを整備。

- ◆窓口利用者に対するアンケートを義務づけ、求職者の選別の有無等を確認する(官民で実施)。
- ◆就職困難度が高い求職者(例：障害の種類・程度、年齢階層、離職の有無、個人の属性)の就職目標を設定した委託費の支給方式とし、ディスプレイセンティブ方式などを検討。その他の方策についても検討。

○民間事業者が得ることとなる求人求職情報の適正利用、守秘義務などについて受託終了後を含む厳格な行為規制を課す仕組みを整備。

- ◆求人求職情報の不適正利用(自らの営利目的事業への利用等)をチェックするためのシステムの構築を検討(求人・求職者への適正利用ルールの周知、相談・苦情窓口の設置、上記CD-ROMのコピー制限、利用後の回収など)。

Ⅳ その他

○テスト期間(3年間程度)の結果を踏まえ、その後の対象の在り方について検討。

○労働関係法令等違反企業、障害者雇用率未達成企業等は、入札から排除する。

○受託民間事業者は、窓口業務のために一定数の正社員を確保するものとする。

○契約途中でも問題があれば契約を解除。

○民と官のイコールフットイングを確保し、市場化テストの目的が十分に達成されるようにする。この観点が実質的に確保されるよう、官民競争入札等監理委員会で行われる「公共サービス改革基本方針」及び「実施要項」の審議を経て、市場化テストを実施する。市場化テスト実施後においても、業務の実施状況についてのフォローアップにおける同委員会の意見を十分に尊重し、必要な場合には、適切な改善措置等を講じるものとする。